



栃木県公報

令和8(2026)年
3月31日(火)
号外
第27号

目次

○栃木県行政組織規程の一部改正	1
○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正	14

規 則

栃木県規則第28号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。
令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第9条 栃木県部局設置条例に定める各部局（以下「各部局」という。）の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>(1) 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策課</td> <td>総務企画担当、政策企画・地方創生担当、政策調整・地方分権担当、<u>土地利用調整班</u></td> </tr> <tr> <td>人口未来課</td> <td><u>企画・結婚支援担当、移住定住促進担当、地域づくり支援担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村課</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 経営管理部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財産活用課</td> <td><u>公共施設マネジメント担当、庁舎管理担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保健福祉部</p>	課・室名	班・担当名	総合政策課	総務企画担当、政策企画・地方創生担当、政策調整・地方分権担当、 <u>土地利用調整班</u>	人口未来課	<u>企画・結婚支援担当、移住定住促進担当、地域づくり支援担当</u>	略		市町村課	略	課・室名	班・担当名	略		財産活用課	<u>公共施設マネジメント担当、庁舎管理担当</u>	略		<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第9条 栃木県部局設置条例に定める各部局（以下「各部局」という。）の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>(1) 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策課</td> <td>総務企画担当、政策企画・地方創生担当、政策調整・地方分権担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>地域振興課</td> <td><u>地域振興・とちぎ暮らし推進担当、地域づくり支援担当、土地利用調整班</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 経営管理部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管財課</td> <td><u>管理担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保健福祉部</p>	課・室名	班・担当名	総合政策課	総務企画担当、政策企画・地方創生担当、政策調整・地方分権担当	略		市町村課	略	地域振興課	<u>地域振興・とちぎ暮らし推進担当、地域づくり支援担当、土地利用調整班</u>	課・室名	班・担当名	略		管財課	<u>管理担当</u>	略	
課・室名	班・担当名																																				
総合政策課	総務企画担当、政策企画・地方創生担当、政策調整・地方分権担当、 <u>土地利用調整班</u>																																				
人口未来課	<u>企画・結婚支援担当、移住定住促進担当、地域づくり支援担当</u>																																				
略																																					
市町村課	略																																				
課・室名	班・担当名																																				
略																																					
財産活用課	<u>公共施設マネジメント担当、庁舎管理担当</u>																																				
略																																					
課・室名	班・担当名																																				
総合政策課	総務企画担当、政策企画・地方創生担当、政策調整・地方分権担当																																				
略																																					
市町村課	略																																				
地域振興課	<u>地域振興・とちぎ暮らし推進担当、地域づくり支援担当、土地利用調整班</u>																																				
課・室名	班・担当名																																				
略																																					
管財課	<u>管理担当</u>																																				
略																																					

課・室名	班・担当名
保健福祉課	企画調整担当、 <u>保健福祉企画担当</u> 、保健看護人材担当
医療政策課	医療指導担当、在宅医療・介護連携担当、地域医療担当、医療体制整備担当_____、 <u>県立病院担当</u>
地域福祉課	総務援護担当、 <u>地域共生社会担当</u> 、 <u>生活保護担当</u>
高齢対策課	生きがいつくり担当、地域支援担当、 <u>介護人材担当</u> 、 <u>介護事業者担当</u>
感染症・疾病対策課	疾病対策担当、 <u>がん対策担当</u> 、 <u>難病対策担当</u> _____
略	
<u>健康長寿推進課</u>	高齢者医療担当、 <u>国保運営担当</u> 、 <u>健康づくり推進班</u>
略	

(5)～(9) 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課名	室名
略	
文書学事課	略
略	
人権男女共同参画課	略
<u>感染症・疾病対策課</u>	<u>感染症対策室</u>
略	

(分掌事務)

第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部
総合政策課

(1)～(10) 略

(11) まち・ひと・しごと創生に関すること（人口未来課の所掌する事務を除く。）。

(12) 略

(13) 構造改革特別区域計画等に関すること。

(14) 栃木県土地開発公社に関すること。

(15) 土地利用の総合企画及び総合調整に関すること。

(16) 土地基本法の施行に関すること。

課・室名	班・担当名
保健福祉課	企画調整担当、 <u>地域保健担当</u> 、 <u>地域福祉担当</u> 、 <u>生活保護担当</u>
医療政策課	医療指導担当、在宅医療・介護連携担当、地域医療担当、医療体制整備担当、 <u>看護職員育成担当</u> 、 <u>県立病院担当</u>
高齢対策課	生きがいつくり担当、地域支援担当、 <u>恩給援護担当</u> 、 <u>介護サービス班</u>
<u>健康増進課</u>	<u>がん・生活習慣病担当</u> _____、 <u>難病対策担当</u> 、 <u>健康長寿推進班</u>
感染症対策課	感染症対策担当、 <u>新興感染症体制整備担当</u>
略	
<u>国保医療課</u>	高齢者医療担当、 <u>医療保険担当</u> _____
略	

(5)～(9) 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課名	室名
略	
文書学事課	略
<u>管財課</u>	<u>財産活用推進室</u>
略	
人権男女共同参画課	略
略	

(分掌事務)

第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部
総合政策課

(1)～(10) 略

(11) まち・ひと・しごと創生に関すること（地域振興課の所掌する事務を除く。）。

(12) 略

- (17) 国土利用計画法の施行に関すること。
- (18) 大規模土地利用の調整に関すること。
- (19) 地価調査・地価公示に関すること。
- (20) 国土調査法に基づく土地分類調査に関すること。

(21) 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関すること。

(22) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に命ずる調査、企画、地域の整備及び開発並びに土地利用対策に関すること。

人口未来課

(1) 地域振興の総合企画及び総合調整に関すること。

(2) まち・ひと・しごと創生に関すること（ひとの創生及び市町村の支援等に関することに限る。）。

(3) 結婚の支援に関すること。

(4) とちぎ未来クラブに関すること（こども政策課の所掌するものを除く。）。

(5) 移住及び定住の促進に関すること。

(6) 国土形成計画に関すること。

(7) 首都圏整備計画に関すること。

(8) 総合保養地域の振興に関すること。

(9) 地域再生計画に関すること。

(10) 地方拠点都市地域の整備の促進に関すること。

(11) 過疎地域、山村地域、豪雪地帯及び辺地の計画に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に命ずる地域の振興に関すること。

デジタル戦略課

(1)～(4) 略

(5) 放送法の施行に関すること（小規模施設特定有線一般放送に係るものに限る。）。

広報課・市町村課 略

(13) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に命ずる調査及び企画

_____に関する

デジタル戦略課

(1)～(4) 略

広報課・市町村課 略

地域振興課

(1) 地域振興の総合企画及び総合調整に関すること。

(2) 国土形成計画に関すること。

(3) 首都圏整備計画に関すること。

(4) 総合保養地域の振興に関すること。

(5) 地域再生計画、構造改革特別区域計画等に関すること。

(6) 地方拠点都市地域の整備の促進に関すること。

(7) 過疎地域、山村地域、豪雪地帯及び辺地の計画に関すること。

(8) まち・ひと・しごと創生に関すること（市町村の支援等に関することに限る。）。

(9) 移住及び定住の促進に関すること。

(10) 栃木県土地開発公社に関すること。

(11) 土地利用の総合企画及び総合調整に関する

経営管理部

財政課・人事課 略
行政改革ICT推進課

(1)～(4) 略

(5) 民間活力の活用に関すること（公共施設に関するものを除く。）。

(6)～(16) 略

(17) 職員等からの公益通報 に関すること。

職員厚生課・文書学事課 略
財産活用課

(1) 略

(2) 民間活力の活用に関すること（公共施設に関するものに限る。）。

(3) 指定管理者制度に関すること。

(4)～(11) 略

税務課 略
生活文化スポーツ部
県民協働推進課

(1)～(7) 略

(8)～(20) 略

文化振興課～統計課 略

保健福祉部
保健福祉課

(1)～(6) 略

(7) 保健師助産師看護師法の施行に関すること。

(8) 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。

(9) 栃木県看護職員修学資金貸与条例の施行に関すること。

(10) 栃木県助産師研修資金貸与条例の施行に関すること。

(11)・(12) 略

(13) 栃木県立衛生福祉大学校に関すること。

(14) とちぎ健康づくりセンターに関すること（健康長寿推進課の所掌するものを除く。）。

(15) 略

こと。

(12) 土地基本法の施行に関すること。

(13) 国土利用計画法の施行に関すること。

(14) 大規模土地利用の調整に関すること。

(15) 地価調査・地価公示に関すること。

(16) 国土調査法に基づく土地分類調査に関すること。

(17) 不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関すること。

(18) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に命ずる地域の振興、整備及び開発並びに土地利用対策に関すること。

経営管理部

財政課・人事課 略
行政改革ICT推進課

(1)～(4) 略

(5) 民間活力の活用に関すること

_____。

(6) 指定管理者制度に関すること。

(7)～(17) 略

(18) 公益通報者保護法の施行に関すること。

職員厚生課・文書学事課 略
管財課

(1) 略

(2)～(9) 略

税務課 略
生活文化スポーツ部
県民協働推進課

(1)～(7) 略

(8) 結婚の支援に関すること。

(9)～(21) 略

(22) とちぎ未来クラブに関すること。

文化振興課～統計課 略

保健福祉部
保健福祉課

(1)～(6) 略

(7)・(8) 略

(9) とちぎ健康づくりセンターに関すること（健康増進課の所掌するものを除く。）。

(10) 略

(11) 地域福祉の推進に関すること。

- (12) 社会福祉法の施行に関すること（人権男女共同参画課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課及び指導監査課の所掌するものを除く。）。
- (13) 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関すること（高齢対策課の所掌するものを除く。）。
- (14) 栃木県社会福祉法人の助成に関する条例の施行に関すること。
- (15) 民生委員法の施行に関すること。
- (16) 福祉に係る人材確保の総合調整に関すること。
- (17) 福祉に係る研修の総合企画に関すること。
- (18) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関すること（建築課の所掌するものを除く。）。
- (19) とちぎ福祉プラザに関すること。
- (20) 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の施行に関すること（高齢対策課の所掌するものを除く。）。
- (21) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の施行に関すること。
- (22) 医療社会事業に関すること。
- (23) 独立行政法人福祉医療機構法の施行に関すること。
- (24) 生活保護法の施行に関すること（指導監査課の所掌するものを除く。）。
- (25) 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関すること。
- (26) 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。
- (27) ケアラーの支援に関すること（他課の所掌するものを除く。）。

医療政策課

(1)～(22) 略

- (23) 保健師助産師看護師法の施行に関すること。
- (24) 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。
- (25) 栃木県看護職員修学資金貸与条例の施行に関すること。
- (26) 栃木県助産師研修資金貸与条例の施行に関すること。
- (27) 略
- (28) 栃木県立衛生福祉大学校に関すること。
- (29)～(32) 略

医療政策課

(1)～(22) 略

(23) 略

(24)～(27) 略

地域福祉課

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 社会福祉法の施行に関すること（人権男女共同参画課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課及び指導監査課の所掌するものを除く。）。

- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する
こと（高齢対策課の所掌するものを除く。）。
- (4) 栃木県社会福祉法人の助成に関する条例の施
行に関すること。
- (5) 民生委員法の施行に関すること。
- (6) 福祉に係る人材確保の総合調整に関するこ
と。
- (7) 福祉に係る研修の総合企画に関すること。
- (8) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の施行
に関すること（建築指導課の所掌するものを除
く。）。
- (9) とちぎ福祉プラザに関すること。
- (10) 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金
貸与条例の施行に関すること（高齢対策課の所
掌するものを除く。）。
- (11) 社会福祉施設職員等退職手当共済法の施行
に関すること。
- (12) 医療社会事業に関すること。
- (13) 独立行政法人福祉医療機構法の施行に関す
ること。
- (14) ケアラーの支援に関すること（他課の所掌
するものを除く。）。
- (15) 自殺対策基本法の施行に関すること（障害
福祉課の所掌するものを除く。）。
- (16) ひきこもり対策に関すること。
- (17) 未帰還者留守家族等援護法の施行に関する
こと。
- (18) 未帰還者に関する特別措置法の施行に関す
ること。
- (19) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関す
ること。
- (20) 引揚者給付金等支給法の施行に関するこ
と。
- (21) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の
施行に関すること。
- (22) 戦傷病者特別援護法の施行に関すること。
- (23) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
の施行に関すること。
- (24) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
の施行に関すること。
- (25) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
の施行に関すること。
- (26) 軍人軍属であった者の身上の取扱いに関す
ること。
- (27) 軍人軍属等の恩給に関すること。
- (28) 軍人軍属等の叙位及び叙勲に係る調査、証
明等に関すること。
- (29) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関す
ること。
- (30) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の
自立の支援に関する法律の施行に関すること。

(31) 生活保護法の施行に関すること（指導監査課の所掌するものを除く。）。

(32) 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関すること。

(33) 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。

高齢対策課

(1)～(13) 略

(14)・(15) 略

(16) 栃木県介護生産性向上総合相談センターに関すること。

(17) 略

感染症・疾病対策課

(1) 保健対策（他課の所掌するものを除く。）の総合企画及び総合調整に関すること。

(2) 略

(3) 健康増進法の施行に関すること（がん対策、肝炎対策に係るものに限る。）。

(4) 略

(5)～(9) 略

(10) 感染症対策の総合企画及び総合調整に関すること。

高齢対策課

(1)～(13) 略

(14) 未帰還者留守家族等援護法の施行に関すること。

(15) 未帰還者に関する特別措置法の施行に関すること。

(16) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行に関すること。

(17) 引揚者給付金等支給法の施行に関すること。

(18) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の施行に関すること。

(19) 戦傷病者特別援護法の施行に関すること。

(20) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の施行に関すること。

(21) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の施行に関すること。

(22) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の施行に関すること。

(23) 軍人軍属であった者の身上の取扱いに関すること。

(24) 軍人軍属等の恩給に関すること。

(25) 軍人軍属等の叙位及び叙勲に係る調査、証明等に関すること。

(26) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関すること。

(27) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の施行に関すること。

(28)・(29) 略

(30) 略

健康増進課

(1) 保健対策_____の総合企画及び総合調整に関すること。

(2) 保健に関する調査統計に関すること。

(3) 人口動態統計に関すること。

(4) 略

(5) 健康増進法の施行に関すること_____。

(6) 栄養士法の施行に関すること。

(7) 略

(8) 歯科保健対策に関すること。

(9)～(13) 略

(14) 食品表示法の施行に関すること（健康の増

ること。

(11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。

(12) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（危機管理課の所掌するものを除く。）。

(13) 検疫法の施行に関すること。

(14) 予防接種法の施行に関すること。

(15) ハンセン病対策に関すること。

(16) 肝炎対策基本法の施行に関すること。

(17) 前各号に掲げるもののほか、感染症・疾病対策に関すること。

障害福祉課

(1)～(13) 略

(14) 自殺対策基本法の施行に関すること（専ら精神医療に係るものに限る。）。

(15)～(20) 略

(21)～(30) 略

こども政策課

(1)～(3) 略

(4) 児童福祉法の施行に関すること（感染症・疾病対策課、障害福祉課及び指導監査課の所掌するものを除く。）。

(5)～(27) 略

(28) とちぎ未来クラブに関すること（子育て支援に係るものに限る。）。

(29) 略

医薬・生活衛生課

(1)～(18) 略

(19) 食品表示法の施行に関すること（健康長寿推進課の所掌するものを除く。）。

(20)～(47) 略

健康長寿推進課

(1)～(6) 略

(7) 保健対策（健康づくりに係るものに限る。）

進を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）。

(15) とちぎ健康づくりセンターに関すること（専らとちぎ健康づくりセンターが行う事業に係るものに限る。）。

(16) 前各号に掲げるもののほか、健康の保持及び増進に関すること。

感染症対策課

(1) 感染症対策の総合企画及び総合調整に関すること。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（危機管理課の所掌するものを除く。）。

(4) 検疫法の施行に関すること。

(5) 予防接種法の施行に関すること。

(6) ハンセン病対策に関すること。

(7) 肝炎対策基本法の施行に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、感染症対策に関すること。

障害福祉課

(1)～(13) 略

(14) 自殺対策基本法の施行に関すること

(15)～(20) 略

(21) ひきこもり対策に関すること。

(22)～(31) 略

こども政策課

(1)～(3) 略

(4) 児童福祉法の施行に関すること（健康増進課、障害福祉課及び指導監査課の所掌するものを除く。）。

(5)～(27) 略

(28) 略

医薬・生活衛生課

(1)～(18) 略

(19) 食品表示法の施行に関すること（健康増進課の所掌するものを除く。）。

(20)～(47) 略

国保医療課

(1)～(6) 略

の総合企画及び総合調整に関すること。
(8) 保健に関する調査統計に関すること。
(9) 人口動態統計に関すること。
(10) 健康増進法の施行に関すること（感染症・疾病対策課の所掌するものを除く。）。
(11) 栄養士法の施行に関すること。
(12) 歯科保健対策に関すること。
(13) 食品表示法の施行に関すること（健康の増進を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）。
(14) とちぎ健康づくりセンターに関すること（専らとちぎ健康づくりセンターが行う事業に係るものに限る。）。
(15) 前各号に掲げるもののほか、健康の保持及び増進に関すること。
 指導監査課 略
 環境森林部
 環境森林政策課～自然環境課 略
 資源循環推進課
 (1)～(14) 略
(15) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に関すること。
(16) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行に関すること。
(17)・(18) 略
 林業木材産業課・森林整備課 略
 産業労働観光部
 産業政策課
 (1)～(4) 略
(5)～(16) 略
 工業振興課
 (1)・(2) 略
(3) 中小企業の取引適正化対策等に関すること。
 (4)～(16) 略
(17) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の施行に関すること。
(18)～(22) 略
 経営支援課～労働政策課 略
 農政部
 農政課・農村振興課 略
 経済流通課
 (1)～(11) 略
(12) 特定農産加工業経営改善等臨時措置法の施行に関すること。
(13)・(14) 略
 経営技術課～農地整備課 略
 県土整備部
 監理課・技術管理課 略
 交通政策課
 (1)・(2) 略

指導監査課 略
 環境森林部
 環境森林政策課～自然環境課 略
 資源循環推進課
 (1)～(14) 略
(15)・(16) 略
 林業木材産業課・森林整備課 略
 産業労働観光部
 産業政策課
 (1)～(4) 略
(5) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行に関すること。
(6)～(17) 略
 工業振興課
 (1)・(2) 略
(3) 下請企業の育成指導 に関すること。
 (4)～(16) 略
(17)～(21) 略
 経営支援課～労働政策課 略
 農政部
 農政課・農村振興課 略
 経済流通課
 (1)～(11) 略
(12) 特定農産加工業経営改善等臨時措置法 の施行に関すること。
(13)・(14) 略
 経営技術課～農地整備課 略
 県土整備部
 監理課・技術管理課 略
 交通政策課
 (1)・(2) 略

(3) 鉄道網の整備 _____
_____及び維持に関すること。

(4)～(14) 略
道路整備課～上下水道課 略
都市政策課

(1)・(2) 略
(3) 都市再開発法（建築指導課の所掌するものを除く。）の施行に関すること。

(4)～(18) 略
都市整備課・建築営繕課 略
建築指導課

(1)～(14) 略
(15) マンションの再生等の円滑化に関する法律
_____の施行に関すること（特定行政庁の事務に限る。）。

(16)～(25) 略
住宅課

(1)～(19) 略
(20) マンションの再生等の円滑化に関する法律
_____の施行に関すること（特定行政庁の事務を除く。）。

(21)～(26) 略
用地課 略
危機管理防災局 略
会計局
会計管理課

(1)～(9) 略

(10)～(26) 略

2・3 略

（県税事務所）

第19条 略

2・3 略

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課・課税課 略
収税課

(1)・(2) 略

不動産評価・軽油担当 略

（健康福祉センター）

第20条 略

2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務福祉部
総務企画課

(1)～(13) 略

(3) 鉄道網の整備（駅の新設に係るものを除く。）及び維持に関すること。

(4)～(14) 略
道路整備課～上下水道課 略
都市政策課

(1)・(2) 略
(3) 都市再開発法（建築課の所掌するものを除く。）の施行に関すること。

(4)～(18) 略
都市整備課・建築営繕課 略
建築指導課

(1)～(14) 略
(15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律
_____の施行に関すること（特定行政庁の事務に限る。）。

(16)～(25) 略
住宅課

(1)～(19) 略
(20) マンションの建替え等の円滑化に関する法律
_____の施行に関すること（特定行政庁の事務を除く。）。

(21)～(26) 略
用地課 略
危機管理防災局 略
会計局
会計管理課

(1)～(9) 略

(10) 収入証紙売りさばき人の指定及び収入証紙の売りさばきに関すること。

(11)～(27) 略

2・3 略

（県税事務所）

第19条 略

2・3 略

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課・課税課 略
収税課

(1)・(2) 略

(3) 収入証紙の売りさばきに関すること（栃木県鹿沼県税事務所、栃木県真岡県税事務所及び栃木県大田原県税事務所に限る。）。

不動産評価・軽油担当 略

（健康福祉センター）

第20条 略

2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務福祉部
総務企画課

(1)～(13) 略

(14)～(27) 略

生活福祉課 略

地域保健部 略

3～5 略

6 今市健康福祉センター等の担当及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当

(1) 第2項の表総務福祉部の部総務企画課の項第1号から第5号まで、第8号、第10号、第11号及び第26号に掲げる事務（医事に関する事務にあっては、保健師、臨床検査技師その他の保健医療従事者の免許等に係るものに限る。）

(2) 第2項の表総務福祉部の部総務企画課の項第24号に掲げる事務（栃木県矢板健康福祉センター及び栃木県烏山健康福祉センターに限る。）

(3) 略

保健衛生課 略

7 略

(保健所)

第20条の3 略

2 略

3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康支援課

(1)・(2) 略

(3) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。

(4)～(8) 略

健康対策課

(1)～(3) 略

(4) 脳卒中等生活習慣病対策に関すること。

(5)～(13) 略

生活衛生課

(1)～(4) 略

(5) 狂犬病の予防に関すること（狂犬病発生時の届出の受理及び報告に関することに限る。）。

(6)～(12) 略

試験検査課 略

4 略

5 支所に保健衛生課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 自立支援医療（精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。

(3)～(9) 略

(14) 児童福祉法の規定による放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に関すること。

(15)～(28) 略

生活福祉課 略

地域保健部 略

3～5 略

6 今市健康福祉センター等の担当及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当

(1) 第2項の表総務福祉部の部総務企画課の項第1号から第5号まで、第8号、第10号、第11号及び第27号に掲げる事務（医事に関する事務にあっては、保健師、臨床検査技師その他の保健医療従事者の免許等に係るものに限る。）

(2) 第2項の表総務福祉部の部総務企画課の項第25号に掲げる事務（栃木県矢板健康福祉センター及び栃木県烏山健康福祉センターに限る。）

(3) 略

保健衛生課 略

7 略

(保健所)

第20条の3 略

2 略

3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康支援課

(1)・(2) 略

(3) 精神通院医療に関すること。

(4)～(8) 略

健康対策課

(1)～(3) 略

(4) 老人保健及び生活習慣病対策に関すること。

(5)～(13) 略

生活衛生課

(1)～(4) 略

(5) 狂犬病の予防に関すること（犬の登録、予防注射並びに狂犬病発生時の届出の受理及び報告に関することに限る。）。

(6)～(12) 略

試験検査課 略

4 略

5 支所に保健衛生課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 精神通院医療に関すること。

(3)～(9) 略

(土木事務所)

第33条 略

- 2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。
 管理部～改良復旧部 略
 保全部
- (1)～(9) 略

(10)～(14) 略

ダム管理部・公園管理部 略

(地方機関)

第34条 各部局及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部局課室		機関
略		
保健福祉部	保健福祉課	栃木県保健環境センター
		栃木県立衛生福祉大学校
	略	略
略		

(栃木県林業センター)

第56条 略

- 2 略
- 3 栃木県林業センターに、管理普及部及び研究部を置く。
- 4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。
 管理普及部
 (1)～(9) 略

(10) 林業経営の改善指導及び林業技術の普及に関すること。

(11) 環境森林事務所及び森林管理事務所が行う前号の業務の支援及び調整に関すること。

(12) 略

研究部 略

(附属機関)

第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部局課室		附属機関
総合政策部	総合政策課	栃木県国土利用計画審議会
		栃木県土地利用審査会
	市町村課	略

(土木事務所)

第33条 略

- 2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。
 管理部～改良復旧部 略
 保全部
- (1)～(9) 略

(10) 屋外広告物に関すること。

(11)～(15) 略

ダム管理部・公園管理部 略

(地方機関)

第34条 各部局及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部局課室		機関
略		
保健福祉部	保健福祉課	栃木県保健環境センター
		医療政策課
	略	栃木県立衛生福祉大学校
	略	略
略		

(栃木県林業センター)

第56条 略

- 2 略
- 3 栃木県林業センターに、管理課及び研究部を置く。
- 4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。
 管理課
 (1)～(9) 略

(10) 略

研究部 略

(附属機関)

第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部局課室		附属機関
総合政策部	市町村課	略
		地域振興課
	略	栃木県国土利用計画審議会

略			栃木県土地利用審査会		
保健福祉部	保健福祉課	栃木県准看護師試験委員	保健福祉部	保健福祉課	栃木県社会福祉協議会
	医療政策課	略		医療政策課	略
		栃木県救急・災害医療運営協議会		栃木県救急・災害医療運営協議会	
		略		栃木県准看護師試験委員	
	地域福祉課	栃木県社会福祉審査会		略	略
	略	略		健康増進課	略
	感染症・疾病対策課	略		栃木県がん対策推進協議会	栃木県がん対策推進協議会
		栃木県がん対策推進協議会			
	略	略		感染症対策課	栃木県感染症診査協議会
健康長寿推進課	略	略	略		
略	略	国保医療課	略		
略			略		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(栃木県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則の一部改正)
- 栃木県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規則（昭和40年栃木県規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和39年政令第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり栃木県不動産鑑定業者登録簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設ける。 設置場所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号栃木県総合政策部総合政策課内</p>	<p>(閲覧所の設置)</p> <p>第2条 不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和39年政令第5号）第3条第1項の規定により、次のとおり栃木県不動産鑑定業者登録簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設ける。 設置場所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号栃木県総合政策部地域振興課内</p>

(栃木県がん対策推進協議会規則の一部改正)

- 栃木県がん対策推進協議会規則（平成30年栃木県規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、保健福祉部<u>感染症・疾病対策課</u>において所掌する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 協議会の庶務は、保健福祉部<u>健康増進課</u>において処理する。</p>

(栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例施行規則の一部改正)

4 栃木県国民健康保険運営協議会、国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例施行規則（平成30年栃木県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第4条 協議会の庶務は、保健福祉部健康長寿推進課において処理する。	(庶務) 第4条 協議会の庶務は、保健福祉部国保医療課において処理する。

栃木県規則第29号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成12年栃木県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																																
<table border="1"> <tr> <td>出先機関名</td> <td>総括所長 補佐等</td> <td>所部長</td> <td>所課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業センター</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長	略				林業センター	略	略	部長	略				<table border="1"> <tr> <td>出先機関名</td> <td>総括所長 補佐等</td> <td>所部長</td> <td>所課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業センター</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>部長及び 課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長	略				林業センター	略	略	部長及び 課長	略			
出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長																														
略																																	
林業センター	略	略	部長																														
略																																	
出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長																														
略																																	
林業センター	略	略	部長及び 課長																														
略																																	

別表第2 1本庁関係共通事項の表12の項を次のように改める。

12 公益信託に関する事務	1 公益信託認可、公益信託の変更等の認可、公益信託認可の取消し及び移行の認可	○							
	2 立入検査その他の監督								
	(1) 重要なもの		○						
	(2) (1)及び(3)以外のもの			○					
	(3) 軽易かつ定例的なもの				○				

別表第2 1本庁関係共通事項の表21の項第4号中「並びに」を「並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに」に、「及び勤務時間の割振り変更」を「、勤務時間の割振り変更及び勤務時間を割り振らない日の振替」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(1)総合政策部ウ地域振興課の表を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(1)総合政策部イ市町村課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(1)総合政策部エ市町村課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(1)総合政策部ア広報課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(1)総合政策部ウ広報課の表とし、同表の前に次の2表を加える。

ア 総合政策課

事	務	決 裁 区 分					備 考
		知	専 決 権 者				
種 類	事 項	事	副	部	課	総括課長補佐	リ ー ダ ー
			知	長	長		
1	租税特別措置法施行	1	第19条第11項及び第38条の			○	

令（昭和32年政令第43号）に基づく事務	5 第9項の規定による認定								
	2 第19条第12項第4号及び第38条の5第10項第4号の規定による申出の処理				○				
2 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）に基づく事務	1 第24条から第27条まで及び第30条の規定による不動産鑑定業者の登録、登録の拒否、登録換え、変更の登録及び登録の消除				○				
	2 第41条の規定による停止命令及び登録の消除			○					
3 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく事務	1 第7条第1項の規定による国土利用計画県計画の策定	○							
	2 第9条第1項の規定による土地利用基本計画（計画書）の策定	○							
	3 第9条第1項の規定による土地利用基本計画（計画図）の策定			○					
	4 第12条第1項の規定による指定（同条第11項の規定による指定の更新及び同条第12項の規定による指定の解除を含む。）	○							
	5 第12条第6項及び第13項の規定による土地利用審査会への確認の請求			○					
	6 第14条第1項の規定による許可			○					
	7 第27条の3第1項の規定による指定（同条第3項の規定による指定の更新及び解除を含む。）	○							
	8 第27条の5第1項の規定による勧告				○				
	9 第27条の6第1項の規定による指定（同条第3項の規定による指定の更新及び解除を含む。）	○							
	10 第27条の8第1項の規定による勧告				○				
	11 第28条の規定による通知（第23条第1項の規定による届出に係るものを除く。）			○					
4 国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）に基づく事務	1 第9条の規定による判定		○						
5 国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）に基づく事務	1 第21条第1項の規定による確認				○				

イ デジタル戦略課

事務		決 裁 区 分					備 考
種 類	事 項	知 事	専 決 権 者				
			副 知 事	部 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	
1 放送法（昭和25年法律第132号）に基づく事務	1 第174条の規定による業務停止命令			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(2)経営管理部イ人事課の表4の項第9号中「勤務時間の割振り」の次に「並びに勤務時間を割り振らない日の設定」を加え、別表第2 2本庁関係特定事項(2)経営管理部才管財課の表中「管財課」を「財産活用課」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(2)経営管理部カ税務課の表2の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ア保健福祉課の表中1の項から5の項までを削り、6の項を1の項とし、同項の次に次のように加える。

2 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づく事務	1 第12条の規定による准看護師籍への登録及び准看護師免許証の交付			○			
	2 第14条第2項の規定による戒告、業務の停止及び免許の取消し			○			
	3 第14条第3項の規定による再免許			○			
	4 第15条第2項の規定による意見の聴取			○			
	5 第15条の2第2項の規定による准看護師再教育研修の受講命令			○			
	6 第15条の2第4項の規定による准看護師籍への登録			○			
	7 第15条の2第5項の規定による准看護師再教育研修修了登録証の交付			○			
3 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく事務	1 第1条の3第1項、第3条第5項、第4条第3項、第5条第2項、第6条第4項、第7条第6項及び第8条第5項の規定による看護師免許の申請書等の進達					○	
	2 第3条第3項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第2項、第7条第2項及び第5項並びに第8条第2項及び第4項の規定による准看護師籍の登録事項の変更等の申請等の処理					○	
	3 第11条第1項の規定による指定			○			
	4 第11条第2項の規定による報告					○	

	5 第12条の規定による指定の申請の受理			○			
	6 第13条第1項の規定による変更（課程に関することに限る。）の承認			○			
	7 第13条第1項の規定による変更（課程に関することを除く。）の承認				○		
	8 第13条第2項の規定による届出の受理					○	
	9 第13条第3項の規定による報告					○	
	10 第14条第1項の規定による報告の受理					○	
	11 第14条第2項の規定による報告					○	
	12 第15条第1項の規定による報告の徴収				○		
	13 第15条第2項の規定による指示				○		
	14 第16条第1項の規定による指定の取消し			○			
	15 第16条第2項の規定による報告					○	
	16 第17条の規定による指定の取消しの申請の受理			○			
	17 第18条の規定による指定			○			
	18 第20条において読み替えて準用する第13条の規定による変更の承認				○		
	19 第20条において読み替えて準用する第14条の規定による報告の受理					○	
	20 第20条において読み替えて準用する第16条の規定による指定の取消し			○			
4 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）に基づく事務	1 第11条第1項の規定による看護師等就業協力員の委嘱			○			
	2 第12条第4項の規定による届出の受理				○		
	3 第12条第5項の規定による変更命令			○			
	4 第14条第1項の規定による指定			○			
	5 第14条第4項の規定による届出の受理				○		
	6 第18条の規定による監督命令			○			
	7 第19条第1項及び第2項の規定による指定の取消し			○			
5 栃木県看護職員修学	1 第4条の規定による貸与の				○		

資金貸与条例（昭和39年栃木県条例第19号）に基づく事務	打切り及び停止								
	2 第6条の規定による返還の猶予							○	
	3 第7条の規定による返還の免除					○			
6 栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和61年栃木県規則第61号）に基づく事務	1 第4条の規定による貸与の適否の決定					○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ア保健福祉課の表7の項を次のように改める。

7 栃木県助産師研修資金貸与条例（平成20年栃木県条例第4号）に基づく事務	1 第6条第2項の規定による貸与契約の締結					○			
	2 第8条の規定による貸与契約の解除					○			
	3 第10条の規定による返還の猶予							○	
	4 第11条の規定による返還の免除					○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ア保健福祉課の表8の項から13の項までを削り、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部イ医療政策課の表中6の項から11の項までを削り、12の項を6の項とし、13の項から29の項までを6項ずつ繰り上げ、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部オ感染症対策課の表を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部エ健康増進課の表中「健康増進課」を「感染症・疾病対策課」に改め、1の項から3の項までを削り、4の項を1の項とし、5の項を削り、6の項を2の項とし、7の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）に基づく事務	1 第6条の規定による親族の援護					○			
	2 第8条第1項の規定による援護費用の徴収					○			
5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事務	1 第14条第1項の規定による指定					○			
	2 第14条第6項の規定による指定の取消し				○				
	3 第14条第8項の規定による届出の求め				○				
	4 第14条の2第1項の規定による指定					○			
	5 第14条の2第7項の規定による指定の取消し				○				
	6 第15条の3第5項の規定による要請				○				
	7 第16条第2項の規定による協力の要請				○				
	8 第16条第3項の規定による情報提供				○				
	9 第16条の2の規定による協力要請等				○				
	10 第31条第1項（第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による生活の用に供される水の使用等の制限及び禁				○				

	止の命令						
11	第33条（第44条の4第1項及び第53条第1項において適用する場合を含む。）の規定による交通の制限及び遮断			○			
12	第36条の2の規定による通知等				○		
13	第36条の3の規定による協定の締結等				○		
14	第36条の4の規定による指示等			○			
15	第36条の5の規定による報告の徴収等				○		
16	第36条の6の規定による協定の締結等				○		
17	第36条の7の規定による勧告等			○			
18	第36条の8の規定による報告の徴収等				○		
19	第36条の9の規定による措置				○		
20	第38条第2項の規定による感染症指定医療機関の指定				○		
21	第38条第11項の規定による指定の取消し				○		
22	第40条第3項の規定による診療報酬の額の決定					○	
23	第43条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
24	第43条第2項の規定による診療報酬の支払の差止め				○		
25	第44条の3第9項（第50条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協力の要請			○			
26	第44条の3の5第4項（第44条の8において準用する場合を含む。）の規定による検査及び報告				○		
27	第44条の4の2の規定による応援の要請等			○			
28	第44条の5第2項（第44条の8において準用する場合を含む。）の規定による要請			○			
29	第44条の11第8項の規定による協力の求め			○			
30	第50条第1項の規定による第31条第1項及び第33条の措置			○			
31	第50条の6第4項の規定による検査の実施及び報告				○		
32	第51条の2の規定による応			○			

	援の要請等								
	33 第63条の3第1項(第8条及び第53条第1項において適用する場合を含む。)の規定による調整			○					
	34 第63条の4の規定による指示			○					
6 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務	1 第7条第1項の規定による都道府県行動計画の策定	○							
	2 第8条第5項の規定による市町村行動計画に係る助言又は勧告			○					
	3 第20条第2項の規定による政府対策本部長への意見の申出			○					
	4 第22条第1項の規定による都道府県対策本部の設置	○							
	5 第24条の規定による総合調整等			○					
	6 第25条の規定による都道府県対策本部の廃止	○							
	7 第26条の2の規定による代行			○					
	8 第26条の3の規定による応援の要請			○					
	9 第26条の6の規定による職員の派遣要請			○					
	10 第28条第6項の規定による特定接種の実施			○					
	11 第31条の規定による実施要請等			○					
	12 第31条の2の規定による実施要請			○					
	13 第31条の3の規定による実施要請			○					
	14 第31条の4の規定による医療の提供			○					
	15 第31条の5の規定による土地等の使用			○					
	16 第31条の6第6項の規定による要請			○					
	17 第31条の8の規定による感染防止協力要請等			○					
	18 第33条第2項の規定による指示			○					
	19 第45条の規定による協力要請等			○					
	20 第49条の規定による土地等の使用			○					
	21 第50条の規定による物資及び資材の供給の要請			○					

	22 第55条第1項から第3項までの規定による特定物資の売渡しの要請、収用及び保管命令			○				
	23 第62条及び第63条の規定による損失補償及び損害賠償		○					
	24 第67条第2項の規定による立替支弁の要請			○				
	25 第68条第2項の規定による市町村における立替支弁の決定			○				
	26 第72条の規定による立入検査等				○			
7 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事務	1 第5条第2項の規定による指定			○				
	2 第6条の規定による臨時の予防接種の実施			○				

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部エ感染症・疾病対策課の表を別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部オ感染症・疾病対策課の表とし、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ウ高齢対策課の表中7の項から15の項までを削り、16の項を7の項とし、17の項から23の項までを9項ずつ繰り上げ、同表を別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部エ高齢対策課の表とし、同表の前に次の1表を加える。

ウ 地域福祉課

事 務	種 類	事 項	決 裁 区 分					備 考
			知 事	専 決 権 者				
				副 知 事	部 長	課 長	総括課長補佐	
1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく事務	1	第14条第8項の規定による福祉に関する町村の事務所の設置及び廃止の協議			○			
	2	第19条第1項第2号の規定による指定			○			
	3	第58条第1項の規定による助成、貸付及び財産の譲渡（高齢対策課、障害福祉課及び子ども政策課の所掌に係るものを除く。4から20までにおいて同じ。）			○			
	4	第58条第2項の規定による報告の徴収及び報告			○			
	5	第58条第3項の規定による命令			○			
	6	第62条第1項の規定による届出の受理				○		
	7	第62条第2項の規定による許可			○			
	8	第63条第1項の規定による届出の受理				○		
	9	第63条第2項の規定による許可			○			

	10 第64条の規定による届出の受理				○			
	11 第67条第1項の規定による届出の受理				○			
	12 第67条第2項の規定による許可			○				
	13 第68条の規定による届出の受理				○			
	14 第69条第1項の規定による届出の受理				○			
	15 第69条第2項の規定による届出の受理				○			
	16 第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査			○				
	17 第71条の規定による命令			○				
	18 第72条第1項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可の取消し			○				
	19 第72条第2項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可若しくは認可の取消し			○				
	20 第72条第3項の規定による経営の制限及び停止の命令			○				
	21 第93条第1項の規定による指定			○				
	22 第93条第3項及び第5項の規定による公示			○				
	23 第93条第4項の規定による届出の受理				○			
	24 第97条の規定による監督命令			○				
	25 第98条第1項及び第2項の規定による指定の取消し			○				
	26 第98条第3項の規定による公示			○				
	27 第121条の規定による命令			○				
2 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に基づく事務	1 第6条第1項の規定による変更の承認			○				
	2 第6条第2項の規定による変更の届出の受理				○			
	3 第7条の規定による報告の受理				○			
	4 第8条の規定による報告の徴収及び指示				○			
	5 第9条の規定による指定の取消し			○				
3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく事務	1 第7条第2号及び第3号の規定による指定			○				
4 社会福祉士及び介護	1 第4条第1項の規定による			○				

福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）に基づく事務	変更の承認（高齢対策課の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。）								
	2 第4条第2項の規定による変更の届出の受理					○			
	3 第5条の規定による報告の受理					○			
	4 第6条の規定による報告の徴収及び指示					○			
	5 第7条の規定による指定の取消し				○				
5 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年栃木県条例第1号）に基づく事務	1 第6条第2項の規定による貸与契約の締結（高齢対策課の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。）					○			
	2 第8条の規定による貸与契約の解除及び貸与の休止					○			
	3 第10条の規定による返還の猶予					○			
	4 第11条の規定による返還の免除					○			
6 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく事務	1 第18条の規定による民生委員の指導訓練の実施					○			
7 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）に基づく事務	1 第12条の規定による功労者の表彰				○				
	2 第16条の規定による届出の受理（建築物に係るものを除く。3から6までにおいて同じ。）					○			
	3 第17条の規定による指導及び助言					○			
	4 第18条の規定による届出の受理					○			
	5 第19条の規定による検査					○			
	6 第21条の規定による適合証の交付					○			
	7 第22条の規定による勧告				○				
	8 第23条の規定による公表				○				
	9 第24条第1項の規定による報告の徴収、立入調査等					○			
	10 第25条第2項の規定による報告の徴収					○			
	11 第25条第3項の規定による指導及び助言					○			
	12 第27条第2項の規定による報告の徴収					○			
	13 第28条の規定による条例の適用除外の決定				○				
8 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例（平成	1 第9条第2項の規定による認定					○			

12年栃木県条例第34号)に基づく事務	2 第10条の規定による承認					○			
9 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則(平成12年栃木県規則第125号)に基づく事務	1 第3条ただし書の規定による休館日の変更					○			
	2 第4条ただし書の規定による利用時間の変更					○			
10 未帰還者に関する特別措置法(昭和34年法律第7号)に基づく事務	1 第2条第1項の規定による失踪宣告の請求					○			
	2 第3条第1項の規定による弔慰料の支給の決定					○			
11 未帰還者留守家族等援護法施行令(昭和28年政令第211号)に基づく事務	1 第4条第1項及び第2項の規定による給与等の支給の決定					○			
12 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)に基づく事務	1 第3条第2項の規定による認定					○			
	2 第14条第1項から第3項までの規定による返還命令等					○			
13 引揚者給付金等支給法(昭和32年法律第109号)に基づく事務	1 第3条の規定による認定					○			
14 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づく事務	1 第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者手帳の交付					○			
	2 第10条の規定による療養の給付の決定					○			
	3 第17条第1項の規定による療養費の支給の決定					○			
15 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)に基づく事務	1 第4条の規定による裁定					○			
16 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)に基づく事務	1 第3条第2項の規定による裁定					○			
17 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)に基づく事務	1 第4条の規定による裁定					○			
18 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)に基づく事務	1 第3条第7項の規定による裁定					○			
19 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく事務	1 第23条第1項の規定による事務監査					○			
	2 第41条第2項及び第5項並びに第42条の規定による認可					○			
	3 第44条第1項の規定による					○			

	報告の徴収及び立入検査							
	4 第45条第2項の規定による改善命令、停止命令及び認可の取消し			○				
	5 第48条第3項の規定による指導の制限及び禁止			○				
	6 第49条の規定による指定				○			
	7 第51条第2項(第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し			○				
	8 第53条第1項(第54条の2第4項及び第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による審査及び決定				○			
	9 第53条第4項(第54条の2第4項及び第55条の2において準用する場合を含む。)の規定による診療報酬の支払事務の委託				○			
	10 第54条第1項(第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収等			○				
	11 第54条の2第1項の規定による指定				○			
	12 第55条第1項の規定による指定				○			
	13 第81条の2及び第81条の3の規定による援助等				○			
	14 第83条の2の規定による通知			○				
20 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく事務	1 第7条第2項の規定による事業(その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業に限る。)の実施				○			
	2 第10条第1項の規定による事業の実施				○			
	3 第16条第2項の規定による認定				○			
	4 第16条第3項の規定による認定の取消し				○			
21 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則(昭和38年栃木県規則第3号)に基づく事務	1 第3条第2項の規定による承認				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ク医薬・生活衛生課の表22の項中「食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令」の次に「(平成27年政令第68号)」を加え、別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部ケ国保医療課の表中「国保医療課」を「健康長寿推進課」に改め、同表に次のように加える。

4 保健統計に関する事	1 統計調査員の指揮監督				○			
-------------	--------------	--	--	--	---	--	--	--

務								
5 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく事務	1 第11条第1項の規定による指定				○			
	2 第32条第1項の規定による勧告				○			
	3 第32条第2項の規定による公表				○			
	4 第32条第3項の規定による命令				○			
	5 第38条第1項の規定による立入検査等				○			
	6 第66条第1項の規定による勧告				○			
	7 第66条第2項の規定による命令				○			
	8 第66条第4項の規定による通知						○	
6 栄養士法（昭和22年法律第245号）に基づく事務	1 第2条第1項の規定による免許				○			
	2 第5条の規定による免許の取消し及び名称使用の停止			○				
7 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令に基づく事務	1 第7条第1項第1号の規定による指示及び公表（健康の増進を図るために必要な表示事項に係るものに限る。以下この項において同じ。）				○			
	2 第7条第1項第2号の規定による命令及び公表				○			
	3 第7条第1項第3号の規定による命令及び公表				○			
	4 第7条第1項第4号及び第5号の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求				○			
	5 第7条第1項第6号の規定による立入検査及び質問				○			
	6 第7条第1項第7号の規定による申出の受付及び調査				○			
	7 第7条第3項及び第6項の規定による報告						○	

別表第2 2本庁関係特定事項(4)保健福祉部コ指導監査課の表3の項第2号中「第29条第11項」を「第29条第13項」に改め、同表9の項第1号中「第63条第1項」を「第136条第1項」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部イ気候変動対策課の表3の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 第52条の規定による計画の受理					○			
-------------------	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部イ気候変動対策課の表4の項を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部エ自然環境課の表5の項中「自然環境の保全及び緑化に関する条例」の次に「(昭和49年栃木県条例第5号)」を加え、別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部オ資源循環推進課の表に次のように加える。

10 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律	1 第11条第6項（第12条第4項、第16条第5項、第17条第4項及び第20条第5項におい				○			
---------------------------------	---	--	--	--	---	--	--	--

(令和6年法律第41号)に基づく事務	て準用する場合を含む。)の規定による意見の提出								
	2 第11条第9項、第16条第4項及び第20条第4項(第12条第4項及び第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知の受理						○		

別表第2 2本庁関係特定事項(5)環境森林部キ森林整備課の表に次のように加える。

11 自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づく事務	1 第27条第1項の規定による緑化基本計画の策定	○							
	2 第30条の規定による協定の締結				○				

別表第2 2本庁関係特定事項(6)産業労働観光部イ工業振興課の表10の項第7号中「10まで及び12」を「14まで」に改め、同項第12号中「第36条第2項及び第3項」を「第36条第3項及び第4項」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(6)産業労働観光部エ国際経済課の表3の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部ウ経済流通課の表1の項第6号中「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改め、同表19の項第2号を次のように改める。

2 第14条において準用する第6条第1項の規定による変更の認定				○					
---------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部ウ経済流通課の表中21の項を22の項とし、同表20の項第3号中「認定」の次に「(2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがるものに係るものに限る。4において同じ。)」を加え、同項を同表21の項とし、同表19の項の次に次のように加える。

20 特定農産加工業経営改善等臨時措置法(平成元年法律第65号)に基づく事務	1 第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項の規定による承認				○				
	2 第4条第2項の規定による承認の取消し				○				
	3 第11条第1項の規定による報告の徴収				○				

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ケ都市政策課の表8の項第16号、第20号、第21号及び第23号中「(土木事務所長の委任事務に係るものを除く。)」を削り、同表16の項第42号、第45号及び第47号中「以上」を「未満」に、「を除く」を「に限る」に改め、別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部シ建築指導課の表10の項を次のように改める。

10 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)に基づく事務	1 第12条第2項(第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議の同意				○				
	2 第48条第2項(第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議の同意				○				
	3 第118条第2項(第134条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議の同意				○				
	4 第163条の11第2項(第163条の27第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議の同意				○				
	5 第163条の56第1項及び第3項の規定による認定及び通				○				

	知							
	6 第163条の59第1項の規定による許可				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ス住宅課の表11の項及び12の項を次のように改める。

11 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく事務	1 第5条の2第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による助言、指導等				○			
	2 第5条の2の2の規定による命令の請求			○				
	3 第5条の3第1項の規定による登録			○				
	4 第5条の3第4項の規定による届出の受理				○			
	5 第5条の7第1項の規定による届出の受理				○			
	6 第5条の8第1項の規定による報告の徴収				○			
	7 第5条の8第2項の規定による改善命令			○				
	8 第5条の8第3項の規定による登録の取消し			○				
	9 第5条の11の規定による情報の提供等				○			
	10 第5条の12第2項の規定による通知				○			
	11 第5条の12の2第2項の規定による請求			○				
	12 第5条の12の2第3項の規定による通知			○				
	13 第5条の13第1項及び第5条の17第1項の規定による認定			○				
	14 第5条の18の規定による報告の徴収				○			
	15 第5条の19の規定による改善命令			○				
	16 第5条の20第1項の規定による認定の取消し			○				
	17 第5条の22第1項の規定による指定及び委託			○				
	18 第104条の2第2項の規定による協議の同意			○				
12 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）に基づく事務	1 第2条の規定による届出の受理				○			
	2 第3条の規定による報告の徴収				○			
	3 第4条の規定による指定の取消し			○				

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ス住宅課の表中15の項を削り、14の項を17の項とし、13の項を16の項とし、12の項の次に次のように加える。

13 高齢者の居住の安定	1 第7条第1項の規定による				○			
--------------	----------------	--	--	--	---	--	--	--

確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく事務	登録							
	2 第8条第1項の規定による登録の拒否				○			
	3 第9条第1項の規定による届出の受理				○			
	4 第9条第3項の規定による変更の登録				○			
	5 第11条第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定による届出の受理				○			
	6 第13条第1項の規定による登録の抹消				○			
	7 第19条の2第1項の規定による承認				○			
	8 第24条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	9 第25条の規定による指示				○			
	10 第26条第1項及び第2項の規定による登録の取消し			○				
	11 第27条第1項の規定による登録の取消し				○			
	12 第28条第1項の規定による指定登録機関の指定			○				
	13 第31条第2項の規定による届出の受理				○			
	14 第33条第1項の規定による登録事務規程の認可				○			
	15 第33条第3項の規定による登録事務規程の変更命令				○			
	16 第35条の規定による命令			○				
	17 第36条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	18 第37条第1項の規定による登録事務の休廃止の許可				○			
	19 第38条第1項の規定による指定の取消し			○				
	20 第38条第2項の規定による指定の取消し及び停止命令			○				
	21 第43条第2項の規定による協力要請				○			
	22 第52条第1項及び第56条第1項の規定による認可				○			
	23 第57条第2項及び第3項の規定による届出の受理				○			
	24 第59条第1項の規定による承認				○			
	25 第66条の規定による助言及び指導				○			
	26 第67条の規定による報告の徴収				○			
	27 第68条第2項の規定による				○			

	届出の受理								
	28 第68条第3項の規定による承認				○				
	29 第69条の規定による改善命令			○					
	30 第70条第1項の規定による認可の取消し			○					
	31 第71条第1項の規定による届出の受理				○				
14 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）に基づく事務	1 第32条第3項の規定による住民票の抄本等の提出の要求				○				
15 マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく事務	1 第4条の2第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定による助言、指導等				○				
	2 第9条第1項の規定による認可（市の区域内に係るものを除く。以下この項において同じ。）			○					
	3 第11条第1項及び第3項から第5項まで（これらの規定を第34条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による縦覧及び意見書の処理				○				
	4 第14条第1項（第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付				○				
	5 第24条第3項第3号の規定による報告の受理				○				
	6 第25条第1項及び第2項の規定による届出の受理及び公告				○				
	7 第34条第1項の規定による認可			○					
	8 第38条第4項及び第6項の規定による認可及び公告			○					
	9 第41条の2第4項（第138条、第163条の31及び第187条において準用する場合を含む。）の規定による意見の提出			○					
	10 第42条の規定による承認				○				
	11 第45条第1項の規定による認可			○					
	12 第49条第1項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び				○				

	図書の送付						
13	第50条第1項の規定による認可			○			
14	第51条第3項後段の規定による認可			○			
15	第51条第6項の規定による届出の受理				○		
16	第51条第7項の規定による公告				○		
17	第53条第1項の規定による承認				○		
18	第54条第1項、第57条第1項後段（第66条において準用する場合を含む。）並びに第94条第1項及び第3項の規定による認可			○			
19	第97条第1項の規定による報告の徴収等				○		
20	第97条第2項の規定による措置命令			○			
21	第97条第3項の規定による協力要請				○		
22	第98条の規定による監督処分等			○			
23	第99条第1項から第3項までの規定による監督処分等			○			
24	第101条の規定による技術的援助の実施等				○		
25	第104条第1項及び第106条第1項の規定による認定				○		
26	第108条の規定による報告の徴収等				○		
27	第113条第1項の規定による認可			○			
28	第120条第1項（第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告				○		
29	第134条第1項の規定による認可			○			
30	第137条第4項及び第5項の規定による認可及び公告			○			
31	第141条第1項後段（第145条において準用する場合を含む。）の規定による認可			○			
32	第160条第1項の規定による報告の徴収等				○		
33	第160条第2項の規定による措置命令			○			
34	第160条第3項の規定による協力要請				○		
35	第161条の規定による監督			○			

処分等							
36 第163条の規定による技術的援助の実施等				○			
37 第163条の6第1項の規定による認可			○				
38 第163条の13第1項（第163条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告				○			
39 第163条の27第1項の規定による認可			○				
40 第163条の30第4項及び第5項の規定による認可及び公告			○				
41 第163条の34第1項後段（第163条の38において準用する場合を含む。）の規定による認可			○				
42 第163条の52第1項の規定による報告の徴収等				○			
43 第163条の52第2項の規定による措置命令			○				
44 第163条の52第3項の規定による協力要請				○			
45 第163条の53の規定による監督処分等			○				
46 第163条の55の規定による技術的援助の実施等				○			
47 第163条の58第1項の規定による指導及び助言				○			
48 第163条の58第2項及び第3項の規定による指示及び公表			○				
49 第168条第1項の規定による認可			○				
50 第170条第1項及び第3項から第5項まで（第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧及び意見書の処理				○			
51 第173条第1項（第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付				○			
52 第183条第1項の規定による認可			○				
53 第186条第4項及び第5項の規定による認可及び公告			○				
54 第190条第1項後段（第197条において準用する場合を含む。）の規定による認可			○				

55	第213条第1項の規定による報告の徴収等				○		
56	第213条第2項の規定による措置命令			○			
57	第213条第3項の規定による協力要請				○		
58	第214条の規定による監督処分等			○			
59	第216条の規定による技術的援助の実施等				○		

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ス住宅課の表に次のように加える。

18 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づく事務	1	第7条第1項の規定による承認				○	
	2	第10条第1項の規定による登録				○	
	3	第11条第1項の規定による登録の拒否				○	
	4	第12条第1項の規定による届出の受理				○	
	5	第12条第3項の規定による変更の登録				○	
	6	第14条第1項の規定による届出の受理				○	
	7	第15条第1項の規定による登録の抹消				○	
	8	第22条の規定による報告の徴収				○	
	9	第23条の規定による指示				○	
	10	第24条第1項及び第2項の規定による登録の取消し			○		
	11	第25条第1項の規定による指定			○		
	12	第28条第2項の規定による届出の受理				○	
	13	第30条第1項の規定による認可				○	
	14	第30条第3項の規定による変更命令				○	
	15	第32条の規定による命令			○		
	16	第33条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○	
	17	第34条第1項の規定による許可				○	
	18	第35条第1項の規定による指定の取消し			○		
	19	第35条第2項の規定による指定の取消し及び停止命令			○		
	20	第40条第1項の規定による認定				○	
	21	第44条第1項の規定による認定				○	

22	第44条第3項の規定による届出の受理				○		
23	第45条の規定による承認				○		
24	第49条の規定による報告の受理				○		
25	第50条第1項の規定による承認				○		
26	第54条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○		
27	第55条の規定による改善命令			○			
28	第56条第1項及び第2項の規定による認定の取消し			○			
29	第59条第1項の規定による指定				○		
30	第61条第1項の規定による認可				○		
31	第61条第2項の規定による届出の受理				○		
32	第63条第1項の規定による認可				○		
33	第64条第1項及び第3項の規定による認可				○		
34	第64条第4項の規定による変更命令				○		
35	第65条第1項の規定による認可				○		
36	第68条の規定による命令				○		
37	第69条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○		
38	第70条第1項及び第2項の規定による指定の取消し			○			
39	第71条第2項の規定による通知				○		

別表第3 1 出先機関関係共通事項(1)(2)から(9)までに掲げる出先機関以外の出先機関の表7の項第4号、別表第3 1 出先機関関係共通事項(2)県税事務所、自動車税事務所、衛生福祉大学校、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、林業大学校、水産試験場、農業総合研究センター、農業大学校、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表7の項第4号、別表第3 1 出先機関関係共通事項(3)健康福祉センター、環境森林事務所、農業振興事務所及び土木事務所の表7の項第4号、別表第3 1 出先機関関係共通事項(5)保健環境センターの表7の項第4号、別表第3 1 出先機関関係共通事項(6)産業技術センター及び産業技術専門校の表7の項第4号、別表第3 1 出先機関関係共通事項(7)美術館の表7の項第4号及び別表第3 1 出先機関関係共通事項(8)博物館の表7の項第4号中「並びに」を「並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに」に、「及び勤務時間の割振り変更」を「、勤務時間の割振り変更及び勤務時間を割り振らない日の振替」に改め、別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部ア健康福祉センターの表14の項第7号及び20の項第7号中「健康増進課」を「感染症・疾病対策課」に改め、別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)保健福祉部エ保健所の表3の項第6号中「第25条の5第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第7号中「第25条の7」を「第31条」に改め、同項第8号中「第27条」を「第61条」に改め、同表5の項第35号中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同項第36号中「第44条の7第5項」を「第44条の11第5項」に改め、別表第3 2 出先機関関係特定事項(5)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表4の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表11の項第9号を削り、同項第10号中「11」を「10」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、

同表14の項第3号から第5号までを次のように改める。

3 第42条第1項及び第2項の規定による引取業者の登録		○			○	
4 第46条第1項の規定による変更の届出の受理（登録の通知を伴うものに限る。）		○			○	
5 第46条第1項の規定による変更の届出の受理（登録の通知を伴うものを除く。）		○				○

別表第3 2出先機関関係特定事項(5)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表14の項第8号から第10号までを次のように改める。

8 第53条第1項及び第2項の規定によるフロン類回収業者の登録		○			○	
9 第57条第1項の規定による変更の届出の受理（登録の通知を伴うものに限る。）		○			○	
10 第57条第1項の規定による変更の届出の受理（登録の通知を伴うものを除く。）		○				○

別表第3 2出先機関関係特定事項(5)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表14の項第20号を次のように改める。

20 第127条の規定による照会等	○					
-------------------	---	--	--	--	--	--

別表第3 2出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表12の項中第1号及び第2号を削り、同項第3号中「認定」の次に「（2以上の農業振興事務所の所管区域にまたがるものに係るものを除く。2において同じ。）」を加え、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、別表第3 2出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表11の項第8号中「第34条第3項」を「第34条第4項」に改め、同項第9号中「第36条第3項」を「第36条第4項」に改め、同表中22の項を削り、23の項を22の項とし、24の項から39の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人事課)